

# 名古屋市 市営住宅 令和7年度第4回一般募集申込みのご案内



子育て・若年  
世帯向の募集  
もあります。



申込受付期間

2月19日(木)～2月28日(土) (郵送申込または電子申請)

電子申請フォームURL : <https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/202602bosyu>



申込有効期限

令和8年2月28日(土)

(郵送申込の場合は郵便局消印が2月28日(土)までのもの)

※消印が申込有効期限を過ぎた申込書(郵送申込)、今回の専用封筒以外の申込書(郵送申込)、切手料金不足の申込書(郵送申込)は受け取れませんので、ご注意ください。

- 申込有効期限までにポストや郵便局に投函されても、期限までの郵便局消印とならない場合があります。申込書(専用封筒)の投函はお早めにお願いします。
- 申込受付期間中の郵便局の消印がある場合でも、申込翌月5日までに到着しないものは無効です。
- 申込書(専用封筒)には必ず110円分の切手をお貼りください。
- 電子申請において、申請フォームの入力中に申込有効期限を過ぎた場合、申請手続きが完了されませんので、ご注意ください。

抽せん日

3月18日(水)午前10時から

※抽せん会はYouTubeによるライブ配信を行います。  
抽せん会への参加はできません。

- 抽せん結果については、当せん・落せんに関係なく通知します。お電話でのお問い合わせは繋がりにくい場合がありますのでご了承ください。
- 当せん番号は、3月18日(水)午後5時までに名古屋市住宅供給公社ホームページ(<https://www.jkk-nagoya.or.jp/>)に掲載します。
- 市営住宅の駐車場は台数が少ないため契約できない場合があります。また、大きさ等の制限があります。入居の際には駐車場の確保をお願いします。
- 犬・猫・小鳥などペットを飼育することはできません。
- 団地生活の自主的な運営を図るため、自治活動を実施していただいております。

名古屋市・名古屋市住宅供給公社

# 目 次

	ページ
申込から入居までの日程	1
1. 申込方法	2
2. 申込資格等について	3
3. 申込区分	6
子育て・若年向について	7
多回数落せん者向について	7
事故住宅について	7
入居の際の注意点について	7
高齢者向改善住宅について	8
4. 収入基準について	9
収入計算の対象となる収入、ならない収入	9
収入関係記入欄の書き方	10
給与所得者の場合	10
事業所得者（主に自営業者）の場合	11
年金受給者の場合	12
収入基準と住宅種別（公営／改良）	13
収入基準と家賃	14
収入基準早見表の使える方／収入による判定	15
収入基準早見表の使えない方／所得による判定	16
5. 抽せん玉数について	18
6. 抽せん会について	19
7. 先着順募集について	19
8. 申込書記入例	20
「高坂リノベーション住宅」のご案内	22
「定住促進住宅」のご案内	23
民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）「補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」のご案内	24
民間賃貸住宅「高齢者向け優良賃貸住宅」のご案内	24
軽費老人ホームのご案内	25

## 《市営住宅とは》

- 市営住宅は収入の少ない方に入居していただくために、国から補助を受けて建設された住宅です。従って、入居条件の一つとして収入基準が法令で定められています。家賃については、入居者の収入に応じて法令で定められた家賃を納付していただきます。なお、収入が著しく低い世帯等のために家賃・敷金の減額制度があります。
- 3年以上入居している方で、条例で定める額を超える収入のある方は「収入超過者」として認定され、①住宅の明渡努力義務が生じ、②収入に応じて条例で定める額が加算された家賃となります。公営住宅については、5年以上入居している方で、政令で定める高額な収入のある方は「高額所得者」として認定され、①住宅の明渡請求を受け、②近傍同種（民間並み）の住宅の家賃となります。

## 《個人情報の取扱いについて》

お預かりした個人情報は、個人情報の保護に関する法律、名古屋市個人情報保護条例及び名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理します。また、お預かりした個人情報は市営住宅の入居者の募集に関連する業務にのみ使用し、法令に定められた場合を除き第三者に提供、開示することはありません。

# 申込から入居までの日程

## 1. 申込み

※申込方法の詳細は2ページに記載

期 間：令和8年2月19日(木)～2月28日(土)

方 法：専用封筒による郵送申込（区役所等での窓口では受付しません）、または電子申請。

### （申込内容の不備修正について）

- ① 申込内容に不備があった場合、返送理由を記載のうえ申込者に返送、またはメールをお送りします。
- ② 内容により、訂正することで再受付ができますので、指定期間内に再提出をしてください（郵送申込みの場合は、名古屋市住宅供給公社管理課へ直接お持ちください）。

### ※住宅の下見について

資格審査を合格した方は住宅の下見が可能です（「6. 住宅の下見」参照）。申込み時点では、住宅の下見はできませんのでご承知おきください。

## 2. 抽せん番号票の発送

※抽せん会の3～4日前に発送

## 3. 抽せん会

※詳細は19ページに記載

日 時：令和8年3月18日(水) 午前10時から

結果発表：当落の結果は抽せん会の翌日以降に対象者全員に発送します。また、3月18日(水)午後5時までに名古屋市住宅供給公社ホームページ（<https://www.jkk-nagoya.or.jp/>）に掲載します。

※抽せん会はYouTubeによるライブ配信を行います。抽せん会への参加はできません。

## 4. 資格審査

※詳細は3～5ページに記載

提出時期：令和8年4月上旬

内 容：住民票、所得証明書（非課税証明書）をはじめとする公的証明書等を提出していただきます。

注意事項：公的証明書等を確認し、申込内容と差異がある場合は、失格となり入居できない場合があります（提出いただいた書類はお返しできません）。

## 5. 契約書類の送付

※資格審査合格者の方へ、5月上旬頃に発送

## 6. 住宅の下見

資格審査を合格した方は住宅の下見が可能となりますので、契約前に必ず住宅の下見を行ってください。なお、住宅の下見に必要な書類は契約書類とともに送付します。

## 7. 契約会から入居まで

契約会日程：令和8年5月中旬

※申込者本人の印鑑登録証明書・家賃3ヶ月分の敷金の領収証書が必要です。

鍵の受取り：令和8年5月下旬

入居可能日：令和8年6月上旬～令和8年8月31日

### 《注意事項》

- ◎ 基準日は令和8年2月28日です。申込資格や収入基準、年齢（16ページの「公的年金等の場合」の表を除く）、出産、入籍（婚約者世帯の入籍を除く）なども、基準日現在を基準として確認します。
- ◎ 入居期限は令和8年8月31日（申込月の末日から起算して6ヶ月以内）です。期限内に入居手続（契約）を完了し、入居されない場合は入居資格を失いますのでご注意ください。
- ◎ 契約を完了しても住民票の住所は変更されません。入居可能日後2週間以内に申込家族全員で住民票の転入・転居手続きを行ってください。
- ◎ 荷物搬入等の目的で一部の家族だけが先に入居することはできません。

## 1. 申込方法

### 《郵送申込の場合》

名古屋市営住宅入居申込書（緑色の専用封筒）でお申込みください。

1. 申込みは専用封筒による郵送申込です。申込書は黒のボールペン、万年筆でご記入ください。
2. 申込時に添付書類は必要ありません。必要事項をご記入のうえ申込書のみ郵送してください。  
ただし、改姓や落せん記録を引き継ぐ場合（18ページ）は戸籍謄本等を同封してください。
3. 申込受付期間中の郵便局の消印があり、申込翌月5日までの到着分が有効です。消印が申込有効期限を過ぎている申込書及び期間経過後の申込書、今回の専用封筒以外の申込書、切手料金不足の申込書は受け取りいたしません。なお、投函時刻によっては翌日の消印になり、無効となりますので、申込受付期間の最終日については、特にご注意ください。また、申込書および募集住宅一覧表は募集回ごとに変わりますので、必ず今回のものをご使用ください。
4. 申込内容に不備がある場合は、受付せずに申込書を返送いたします。その後に一定期間の「再受付期間」を設けていますので、再受付を希望する場合は内容を訂正のうえ、名古屋市住宅供給公社管理課まで返送された申込書を直接お持ちください（内容によっては再受付できません）。
5. 再受付の場合は郵送のお取り扱いはできません。仮に郵送されても無効として取り扱います。
6. 再受付期間中に名古屋市住宅供給公社管理課にお越しにならない場合は、申込みがなかったものとして取り扱います。

### 《電子申請による申込みの場合》

以下のURLにアクセスし、電子申請フォームよりお申込みください。  
<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/202602bosyu>



1. 電子申請フォームは、申込受付期間内のみ申請することができます。
2. 申込み内容に不備がある場合は、ご登録いただいたメールアドレスに確認のメールをお送りします。その後に一定期間の「再受付期間」を設けていますので、再受付を希望する場合は内容を訂正のうえ、メールでご回答をお送りください（内容によっては再受付できません）。
3. 再受付期間中にご回答をいただけない場合は、申込みがなかったものとして取り扱います。

### 《申込時の注意事項（郵送申込・電子申請共通）》

- 申込みは1世帯1戸に限ります。同じ方が複数の申込をされている場合（申込者・同居人を問いません）は該当の申込を全て無効とします。
- 申込み後の内容の変更（申込みの取消し）は、いかなる理由があってもできません。申込住宅など、よくお確かめのうえお申込みください。
- 収入等、入居資格について申込時点と資格審査・入居時で変わる場合には、内容により失格となります。申込みの際は十分注意してください。
- 募集住宅の下見は鍵の保管などの理由により、入居が決定するまでできません。
- 基準日は令和8年2月28日です。年齢（16ページの〈公的年金等の場合〉の表を除く）、出産、入籍（婚約者世帯の入籍を除く）なども令和8年2月28日現在を基準に考えます。

## 2. 申込資格等について

以下の1～7（単身者は1・3～8）の要件のすべてに該当することが必要です。

◎ 確認書類とは、抽せん後に仮当せんの方に提出していただく書類のことです。申込みいただく際には、できるだけ確認書類と照合しながら行っていただくと間違いなどを防止できます。

**申込内容と確認書類との間に差異がありますと、入居できない場合があります**ので、十分ご注意ください。

番号	申込資格要件	確認書類（仮当せん後に必要）
1	申込者本人の住所地または勤務地が名古屋市内にあること	住民票（基準日現在での居住を確認します） 住所地が名古屋市内にない方は、勤務地が名古屋市内であることの証明も必要です。
2	同居する親族または同居予定の親族がいること (8の要件にあてはまる単身者を除く)  婚約者世帯等の方については入居期限までに申込家族全員で入居できること	続柄等の記載のある世帯全員分の住民票 住民票が別の場合は戸籍謄本等 ※内縁関係の場合は、住民票に「未届の夫・妻」と記載されており、それぞれ戸籍上の配偶者のないことが確認できることが必要です。 婚約者と申込む方は、婚約証明書 ※ただし、契約前に婚姻届受理証明等の公的証明書の提出が必要です。 名古屋市または愛知県のファミリーシップ制度の宣誓をされた方は、ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書 里親に委託されている児童は、里親（措置）決定通知書 申込みできない世帯構成に注意してください（5ページ参照）。
3	収入が基準の範囲内であること	市区町村の発行する所得証明書等
4	現在、何らかの理由で住宅に困っていること (入居予定家族の中に自分名義の住宅をお持ちの方がいる場合は申込みできません) ※右欄参照	現在お住まいの住宅の賃貸借契約書 (物件所在地・家主・借主のわかるもの) ※現在の持ち家を入居契約までに処分できる場合は申込みできます。その場合は次の書類を書類審査時に提出していただきます。 不動産の売買契約書・競売開始を証明するもの等 (入居期限までに処分できない場合は失格となります)
5	申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族が暴力団員でないこと	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約していただきます。 また、暴力団員であるか否かについて、必要な場合に愛知県警察本部に照会されることに同意していただきます。
6	申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族に、市営住宅または定住促進住宅の未納の家賃等がないこと	基準日現在の支払い状況を確認させていただきます。 <b>未納の家賃等がある場合は、申込み前にお支払いください。</b>

番号	申込資格要件	確認書類（仮当せん後に必要）
7	<p>申込者本人及び同居する親族または同居予定の親族に、過去3年以内に市営住宅、または定住促進住宅から、明渡請求を受けて退去了した方がいないこと。</p> <p>※迷惑行為により明渡請求を受けた方については10年（単身入居理由の①～⑫に該当する方については5年）以内。</p>	仮当せん後、確認させていただきます。 (確認書類の提出は必要ありません)
8 ～ 単 身 入 居 理 由 ～	<p>配偶者等がなく次の条件のいずれかに該当する方 (②～⑧の該当者でも満15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない方は申込みができません)</p> <p>① 満60歳以上の方 ② 身体障害者手帳所持者でその程度が1級から4級の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者でその程度が1級から3級の方 ④ 愛護手帳（1度から4度）、療育手帳（愛護手帳（1度から4度）に相当する程度）所持者の方 ⑤ 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受けている方 ⑥ 戦傷病者手帳所持者で、その程度が恩給法の特別項症から第6項症および第1款症の方 ⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑧ 生活保護法の規定により保護を受けている方 ⑨ 海外からの引揚者で引揚後5年を経過していない方 ⑩ ハンセン病療養所入所者等 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の方 ⑪ DV（配偶者等からの暴力）被害者の認定をされている方</p> <p>⑫ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受けている方 <b>単身で申込みされる方は、該当する番号を選択してください。</b></p>	<p>配偶者等がいないことを戸籍謄本により確認させていただきます。別居しているだけでは申込みできません。</p> <p>→住民票等 →身体障害者手帳 →精神障害者保健福祉手帳 →愛護手帳、療育手帳</p> <p>→障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証（障害種別が4又は5（難病によるものに限る）） →特定医療費受給者証（指定難病） →戦傷病者手帳</p> <p>→原子爆弾被爆者に対する特別手当証書</p> <p>→生活保護費の受給証明書</p> <p>→引揚後5年未満である旨の厚生労働省社会・援護局の引揚証明書 →ハンセン病療養所への入所を証する書類</p> <p>→県女性相談支援センターか女性自立支援施設で保護を受けている又は受けていた証明書（保護終了後5年を経過していない方が対象） または裁判所の保護命令決定書の写し（決定日から5年を経過していない方が対象） →支援給付の受給を証明する書類</p>

※「子育て・若年向」、「多回数落せん者向」、「高齢者向改善住宅」に申し込む方は、上記資格要件の他に7・8ページのそれぞれの資格要件が必要です。

## 《申込みできない世帯構成》

	例	備考
1	夫婦を分割した世帯 (現在離婚調停中または調停裁判予定の方 およびDV被害者と認定された方を除く)	離婚調停中又は裁判中の方は事件係属証明書の提出が仮当せん後に必要です(DV被害者の方は確認書類の提出のみ)。
2	不自然な寄り合い世帯、分割世帯	他に扶養義務者がある方を統合した世帯など
3	兄弟姉妹だけで構成された世帯 (両親死亡等を戸籍上証明できる等の場合を除く)	詳しくは、名古屋市住宅供給公社管理課(052-523-3875)に、お問い合わせください。

※これ以外の場合も含め、不自然な世帯構成とみなされる場合には申込みできません。

※仮当せん後、資格審査において不自然な世帯構成と判定された場合は失格となります。

## 《ご相談いただくときのお願い》

申込資格の有無や申込住宅の種別の判定は、全ての書類を提出していただいて初めて確定しますので、それらの書類を確認するまでは最終的な判定はできません。ご相談の段階では口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いため、後日審査書類を提出された時に、書類の内容によっては判定が変わる場合もあります。口頭や一部書類でのご相談の場合は最終的な判定にはならないことを、あらかじめご承知おきください。

## 《東日本大震災において被災された方へ》

「福島復興再生特別措置法」又は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(子ども・被災者支援法)」の対象となる方は、入居資格の一部が緩和される場合があります。詳しくは、名古屋市住宅供給公社管理課(052-523-3875)にお問い合わせください。

## 《契約時にご提出いただく書類について》

◎ 入居契約時に、緊急連絡先となる方1名の届出をお願いします。

できるだけ親族の方で、名古屋市内または名古屋市近郊に居住している方に依頼してください。緊急連絡先となった方には、入居者の方が病気や事故、長期不在等により連絡が取れなくなった場合にご連絡させていただきます。

なお、緊急連絡先が見つからない場合などは、入居契約前に名古屋市住宅供給公社管理課(052-523-3875)へご相談ください。

- ◎ 市営住宅では自治会等による自治活動が行われています。入居にあたっては、自治活動や清掃・除草・ゴミの整理等の活動に積極的に参加・協力することを誓約していただきます。
- ◎ 市営住宅では犬・猫・小鳥などのペットを飼育することはできません。入居にあたっては、ペットを飼育しないことを誓約していただきます。
- ◎ 単身でご入居される方については、介護状況申立書兼同意書の記入をしていただきます。

### 3. 申込区分

#### ◎申込区分一覧

今回の募集では、募集対象とならない申込区分がある場合もございますので、ご注意ください。

申込区分		今回の募集	対象世帯
空家	一般・単身共通 (★)	○	単身者、2人以上の世帯（出生前の胎児は含みません）
	子育て・若年向	○	7ページ「子育て・若年向について」をご覧ください。
	多家族・多子世帯向	○	5人以上の世帯、または18歳以下の子（※）を3人以上含む世帯
	多回数落せん者（世帯向）	○	多回数落せんの世帯で65歳以上の高齢者を含む世帯
	多回数落せん者（単身者向）	○	多回数落せんの65歳以上の高齢単身者、または多回数落せんの障害者など
	高齢者向改善（世帯向）	○	60歳以上の親族からなる世帯（ただし、申込者の配偶者は年齢要件なし）
	高齢者向改善（単身者向）	○	60歳以上の単身者
事故住宅空家	一般・単身共通	×	単身者、2人以上の世帯（出生前の胎児は含みません）
	多家族・多子世帯向	×	5人以上の世帯、または18歳以下の子（※）を3人以上含む世帯
	高齢者向改善（世帯向）	×	60歳以上の親族からなる世帯（ただし、申込者の配偶者は年齢要件なし）
	高齢者向改善（単身者向）	×	60歳以上の単身者

★今回の募集より、一般向・単身者向は共通区分となり、世帯人数に関わらずお申込みできます。

#### ◎申込区分と世帯構成の関係

申込区分と世帯構成の関係は下表のとおりです。お申し込みの区分について、世帯要件等が申込内容から確認できない場合は、受付できませんのでご注意ください。

○…申込可

△…申込区分ごとの資格要件をみたす場合、申込可

✗…申込不可

世帯構成	申込区分	単身一般共通	若子年育て・	多子向	多家族・	高齢者向改善		多回数落せん者向	
		世帯向	単身者向	世帯向	単身者向				
一般世帯	2人以上の世帯	○	△	△	△	×		△	✗
	5人以上の多家族世帯、または18歳以下の子（※）を3人以上含む世帯	○	△	○	△	×		△	✗
子育て・若年世帯（7ページ「子育て・若年向について」をご覧ください）		△	○	△	×	×	△	✗	
単身者	60才未満（単身入居理由を満たす場合）	○	✗	✗	✗	✗	✗	△	
	60歳以上	○	✗	✗	✗	○	✗	△	

②申込可能な区分が2区分以上ある場合も、申込できるのは1区分（1戸）のみです。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（出生前の胎児を含む）

## 子育て・若年向について

市営住宅の申込資格を有し、18歳以下の子がいる若しくは出産する予定の方がいる世帯、または40歳以下の夫婦のみの世帯が対象です。

「18歳以下の子がいる若しくは出産する予定の方がいる世帯」とは、同居親族の中に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子若しくは基準日現在で出産する予定の方がいる世帯をいいます。

「40歳以下の夫婦のみの世帯」とは、基準日現在で40歳以下の申込者と40歳以下のその配偶者（婚約者世帯、未届の夫・妻及びファミリーシップ宣誓者を含む）のみで構成され、他の同居親族がいない世帯をいいます。

※「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯」は**裁量階層**に該当するため、収入基準が緩和されています。詳しくは13ページをご覧ください。

## 多回数落せん者向について

市営住宅の申込資格を有し、次の条件をすべて満たす方が対象です（年齢は基準日現在）。

- ① 一般募集における算定対象期間内の落せん回数が20回以上であること。
- ② 世帯向：申込世帯員のうちに65歳以上の方を含む世帯  
    単身者向：65歳以上の単身者または4ページ8《単身入居理由》②～⑫のいずれかに該当する単身者
- ③ 市営住宅・定住促進住宅の契約者でない方（名古屋市及びその他の自治体が供給する市営住宅等に類するものを含む）  
    ※同居世帯員が契約者を除いて申込むことは可能です。

※「多回数落せん者向（世帯向・単身者向）」申込区分には、多回数落せん者優遇制度による抽せん玉数の優遇は適用されません（抽せん玉数は全員1個となります）。

### 〔参考〕 事故住宅について

※今回の募集対象にはありません。

事故住宅とは、居室内で入居者等が死亡し、発見が遅れた住宅又は火災が発生した住宅のうち、事故発生から概ね1年以上が経過し、住宅の復旧補修が可能になった住宅です。

事故の個別の状況（死亡原因や発見経緯等）については、お答えしかねますので、ご承知おきください。

なお、入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出頂きますので、ご了解のうえお申し込みください。

## 入居の際の注意点について

### （駐車場について）

市営住宅には住宅戸数分の駐車場がないため、すぐに契約できる駐車場はごく限られております。また、大きさ等の制限があります。入居の際には駐車場の確保をお願いします。

### （インターホンやエアコン、インターネット等について）

市営住宅にはインターホンやエアコン、インターネット等は付属しておりません。また、設置にあたっては住宅の建設年度等により回線工事等が必要となる場合もありますので、ご承知おきください。

### （風呂桶・風呂釜について）

住宅によっては、風呂桶や風呂釜を入居者ご自身で設置していただく必要がありますので、ご承知おきください。

### （修繕等について）

市営住宅は、建築後相当の年数が経過している住宅が多く、一部の傷や汚れなど、修繕できない箇所があります。

## 高齢者向改善住宅について

高齢者向改善住宅は、既設の住宅を高齢者向に改善する「高齢者向改善住宅供給事業」により整備された高齢者向改善住宅の入居者を募集するものです。

### 1. 高齢者向改善住宅とは

高齢者向改善住宅は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が、地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者の安全や利便に配慮し、既設の市営住宅をリフォームした住宅で、次の特徴を備えています。

- ① 床段差の解消、浴室やトイレへの手すりの設置、低またぎ型浴槽の設置など高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様となっています。
  - ② 押しボタンを押していただくことにより、毎日一度、安否の確認をいたします。
  - ③ 専門の巡回員が毎週一回程度巡回訪問をし、安否の確認・生活相談を行います（家賃のほかに毎月巡回員派遣の費用が必要です）。
- ※巡回員の派遣を伴わない入居は認められませんのでご注意ください。
- ④ その他、高齢者向改善住宅は、高齢者専用住宅として整備された住宅ですので、一般の住宅とは異なった入居条件があります。

### 2. 申込資格

市営住宅の申込資格を有し、次の条件に該当する方が対象です。

高齢者向改善（世帯向・単身者向）

世帯向：60歳以上の親族からなる世帯（ただし、申込者の配偶者（婚約者世帯、未届の夫・妻及びファミリーシップ宣誓者を含む）は年齢要件なし）

単身者向：60歳以上の単身者

※「高齢者向改善（世帯向・単身者向）」申込区分には、多回数落せん者優遇制度による抽せん玉数優遇は適用されません（抽せん玉数は全員1個となります）。

### 3. 巡回員の派遣費用について

この住宅では家賃のほかに、巡回員の派遣費用のご負担をいただきます。

負担額は次のとおりです。

なお、巡回員の派遣を断ることはできません。

利用者世帯の階層区分	入居者負担額 (1か月あたり)
所得月額が0円～104,000円までの世帯	0円
所得月額が104,001円～123,000円までの世帯	500円
所得月額が123,001円～139,000円までの世帯	1,000円
所得月額が139,001円～214,000円までの世帯	1,500円

※所得月額の計算方法につきましては、16・17ページをご参照ください。

### 4. 入居にあたっての注意事項

この住宅は、高齢者専用住宅として整備されたものであることから、一般の市営住宅と異なった次の条件がありますので、ご承知おきください。

- ① 入居後の新たな世帯員の同居について

入居後の新たな世帯員の同居については、原則として認められません。ただし、単身入居者が新たに婚姻等される場合は認められます。

- ② 巡回員派遣契約

入居に際して、あらかじめ別途巡回員派遣契約を締結していただきます。入居のみの契約は認められません。

- ③ 合鍵について

緊急時に立入る必要性があることから、巡回員が合鍵を預からせていただきます。

## 4. 収入基準について

### 収入計算の対象となる収入、ならない収入

申込者本人および同居親族（同居予定者を含む）のうち、収入のある方全員の合計総所得金額により、公営・改良住宅の申込資格等の有無を判定します。

1. **収入計算の対象となる収入**は、所得税法上課税の対象となる収入のうち、継続的収入をいいます。

- ① 紙与所得……………紙与・賃金・賞与・残業手当・専従者紙与など
- ② 紙与所得以外の所得…事業所得・配当所得・不動産所得など
- ③ 公的年金等……………下表参照

年金の種類	計算の対象となるもの	計算の対象とならないもの
国民年金法による年金	老齢基礎年金、通算老齢年金	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金
厚生年金保険法による年金	老齢厚生年金、通算老齢年金	障害厚生年金、遺族厚生年金
国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法による年金	退職共済年金、減額退職年金、通算退職年金	障害共済年金、遺族共済年金

※上の表のほかにも「課税対象となる」公的年金等は、「収入計算の対象」となります。

2. **収入計算から除外される収入**は、生活保護の扶助料・雇用保険金・傷病手当金・労災保険金・休業補償金・遺族年金をはじめとする一部年金・仕送り・紙与所得者の一定額までの通勤手当などの課税されない収入等です。

3. 婚約者世帯の方が退職予定で申込む場合のみ無職として扱うことができます（ただし退職期限は入居期限の前日です）。この場合、申込書の収入欄には「〇年〇月〇日退職予定」と記入してください（電子申請の方は申請フォームの備考欄にお書きください）。

なお、資格審査時には退職証明書等の提出が必要となります（退職証明書等の提出があるまで入居契約はできません）。

## 収入関係記入欄の書き方

(1人の方が給与・年金・自営収入を得ている場合)  
(合は合算せず各々該当欄に記入してください。)

※ここでは、申込書を例に記入いただく収入の考え方をお示します。電子申請でも同様の考え方となりますので、参考に入力してください。

### 【給与所得者の場合】

#### 1. 令和7年1月1日以前から現在まで勤務先等が変わらない方

##### ① 令和7年分源泉徴収票を使う場合

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る者 の住 所 又は登 所			支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得性掛の額の合計額	
			内	外	内	外	内	外
給与等	内	2055080	外	1356400	内	1356400	外	1356400
(源泉)控除対象配偶者の有無等 の有無等	内	控除額(特別) の額	内	控除対象扶養親族 (配偶者を除く。) の額	内	控除額(特別) の額	内	控除額(特別) の額
有 有	内	手 円	人	手 円	人	手 円	人	手 円
社会保険料等の金額	内	188592	外	188592	内	188592	外	188592
(摘要)								
生命保険料の金額 内訳	内	新生命保険料 の金額	内	新生命保険料 の金額	内	新生命保険料 の金額	内	新生命保険料 の金額
年間保険料の内訳	内	新生命保険料 の金額	内	新生命保険料 の金額	内	新生命保険料 の金額	内	新生命保険料 の金額
年間保険料の内訳	内	新生命保険料 の金額	内	新生命保険料 の金額	内	新生命保険料 の金額	内	新生命保険料 の金額

#### 申込書の収入記入欄

収入の有無	給与 : 有・無	年金 : 有・無	自営業 : 有・無
年間金額 (年収)	2,055,080 円	(年収)	(年間所得)

#### 2. 令和7年1月2日以降に就職・転職した方

採用の翌月分（1日採用でも翌月分）から申込みの前月分までを収入計算の対象とします。

※一定額までの通勤手当など課税対象外の手当は記入しないでください。

- 月数が12か月以上の場合は採用の翌月から12か月分
- 月数が12か月に満たない場合は、下記の計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$\begin{array}{c}
 \text{(A欄)の金額} \\
 \uparrow \\
 \text{支給月数} \\
 \uparrow \\
 \text{(採用の翌月～申込みの前月)} \quad \text{予定分は含まないこと}
 \end{array}
 \times 12 + \text{(B欄)} = \boxed{\text{推定の12か月分の収入}}$$

- 申込みの前月以降に就職された方は、1か月分の支払予定額×12で算出してください。

採用が令和7年5月1日の場合

	給与・手当		賞与		合 計	
	(令和7年5月1日採用なので令和7年6月分から)					
7年6月分	250,000		400,000		650,000	
7年7月分	200,000				200,000	
7年8月分	200,000				200,000	
7年9月分	200,000				200,000	
7年10月分	200,000				200,000	
7年11月分	200,000				200,000	
7年12月分	200,000		400,000		600,000	
8年1月分	200,000				200,000	
8か月分	A 1,650,000		B 800,000		2,450,000	

計算式にいれると

$$\frac{A}{8\text{か月分}} \times 12 + B = \boxed{3,275,000 \text{円}}$$

#### 申込書の収入記入欄

収入の有無	給与 : 有・無	年金 : 有・無	自営業 : 有・無
年間金額 (年収)	3,275,000 円	(年収)	(年間所得)

#### 《ここに注意》

12か月分の収入に満たない金額を記入しないよう、ご注意ください。

## 【事業所得者（主に自営業者）の場合】

### 1. 令和7年1月1日以前から現在まで事業が変わらない方

#### ① 令和7年分の確定申告書控を使う場合

所 得 金 額 等	事 業 等	①	2	5	4	3	2	1	0
	農 業	②							
	不 動 産	③							
	利 子	④							
	配 当	⑤							
	給 与 区 分	⑥							
	公 的 年 金 等	⑦							
	業 務	⑧							
	そ の 他	⑨							
	⑦から⑨までの計	⑩							
	総 合 譲 渡 ・ 一 時 ( $\text{②} + \frac{1}{2}(\text{④} + \text{⑤}) \times \frac{1}{2}$ )	⑪							
	合 計 (①から⑩までの計 + ⑪)	⑫	2	5	4	3	2	1	0

申込書の収入記入欄

収入の有無	給与：有・無	年金：有・無	自営業：有・無
年間金額 (年収) 円			年間所得 2,543,210 円

### 2. 令和7年1月2日以降に現在の事業を始めた方

開業の翌月分（1日開業でも翌月分）から申込みの前月分までを収入計算の対象とします。

- ① 月数が12か月以上の場合は、開業の翌月から12か月分
- ② 月数が12か月に満たない場合は、下記の計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$\frac{(\text{C欄})の金額}{\text{事業月数}} \times 12 = \boxed{\text{推定12か月分の所得}}$$

(開業の翌月～申込みの前月)

- ③ なお、申込みの前月以降から現在の事業を始めた方は、1か月分の（総売上－総経費）×12で算出してください。

開業が令和7年5月1日の場合

	総売上	総経費	総所得
	(令和7年5月1日開業なので令和7年6月分から)		
7年6月分	450,000	250,000	200,000
7年7月分	390,000	150,000	240,000
7年8月分	520,000	260,000	260,000
7年9月分	480,000	220,000	260,000
7年10月分	620,000	380,000	240,000
7年11月分	520,000	260,000	260,000
7年12月分	480,000	220,000	260,000
8年1月分	620,000	380,000	240,000
8か月分	4,080,000	2,120,000	$\text{C}1,960,000$

計算式にいれると

$$\frac{\text{C}1,960,000\text{円}}{8\text{か月分}} \times 12 = \boxed{2,940,000\text{円}}$$

申込書の収入記入欄

収入の有無	給与：有・無	年金：有・無	自営業：有・無
年間金額 (年収) 円			年間所得 2,940,000 円

#### 《ここに注意》

12か月分の所得に満たない金額を記入しないよう、ご注意ください。

【年金受給者の場合】 年金の他に給与又は事業所得のある方は収入関係記入欄に各々記入してください。

## 1. 令和7年1月1日以前から年金を受けている方

- ① 令和7年分の公的年金などの源泉徴収票を使う場合 → 10ページ 1.に準ずる
- ② 最新の年金改定通知書を使う場合

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書	
この通知書は、年金額を証明する書類です。大切に保管してください。	
◎年金の種類	年金
基礎年金番号	年金コード
国民年金 (基礎年金) 支給停止額 0 円 年金額 408,500 円	
厚生年金保険 支給年金額 212,500 円 支給停止額 0 円 年金額 142,000 円	
合計年金額 (年金) 1,828,500 円	
年 月 日	
厚生労働大臣 印	
この通知書は、年金額を証明するもので大切に保管してください。	

申込書の収入記入欄

収入の有無	給与: 有・無	年金: ① 有 無	自営業: 有・無
年間金額 (年収)	円	1,828,500 円	円

- ③ 年金振込通知書を使う場合

年金振込通知書	
(初回振込予定日) 年 月 日	
あなたの年金は、年 月から年 月までの各個数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。	
年金の種類	年金
基礎年金番号・年金コード	振込先
各支払期の振込額、および年金から控除される額※1	
※2 年金支払額	年 月から年 月の各支払月の支払額
171,566 円	171,566 円
介護保険料額	※※※ 円
※※※ 円	※※※ 円
個人住民税額	※※※ 円
控除後支払額	160,338 円
厚生労働省 官署支出局 厚生労働省年金局事業企画課	
印	

申込書の収入記入欄

収入の有無	給与: 有・無	年金: ① 有 無	自営業: 有・無
年間金額 (年収)	円	1,029,396 円	円

6倍した金額

## 2. 令和7年1月2日以降に年金を受け始めた方

受給開始の翌月分(1日受給開始でも翌月分)から申込みの前月分までを収入計算の対象とします。

- ① 月数が12か月以上の場合は、受給開始の翌月から12か月分 (C欄の数字)
- ② 月数が12か月に満たない場合

この計算式で推定の12か月分を算出してください。

$$\frac{(\text{C欄})\text{の金額}}{\text{受給月数}} \times \text{年間受給月数} = \boxed{\text{推定12か月分の収入}}$$

(受給開始の翌月～申込みの前月)

- ③ なお、申込月の前月以降から受給開始になった方は、1回分の支給額×6回で計算してください。

受給開始が令和7年5月1日の場合

	年金種類A	年金種類B	合計
(令和7年5月1日受給開始なので令和7年6月分から)			
7年6月分	70,000	210,000	280,000
7年7月分 支給されない月			
7年8月分	70,000	210,000	280,000
7年9月分 支給されない月			
7年10月分	70,000	210,000	280,000
7年11月分 支給されない月			
7年12月分	70,000	210,000	280,000
8年1月分 支給されない月			
(令和8年2月募集なので令和8年1月分まで)			
8か月分	280,000	840,000	1,120,000

計算式にいれると

$$\text{C } \frac{1,120,000\text{円}}{4\text{回分}} \times 6\text{回分} = \boxed{1,680,000\text{円}}$$

申込書の収入記入欄

収入の有無	給与: 有・無	年金: ① 有 無	自営業: 有・無
年間金額 (年収)	円	1,680,000 円	円

《ここに注意》

12か月分の収入に満たない金額を記入しないよう、ご注意ください。

## 収入基準と住宅種別（公営／改良）

収入のある方全員の総所得金額をもとに16・17ページの計算式により算出される所得月額により、申込可能な住宅種別が異なります。

**改良住宅は、収入基準が公営住宅より低くなっていますのでご注意ください。**

※「公営住宅」は、公営住宅法に基づいて建設された住宅です。名古屋市営住宅の多くは公営住宅になります。

※「改良住宅」は、住宅地区改良法に基づいて建設された住宅で、収入基準等が公営住宅と異なります。

※このほか、住宅市街地総合整備事業の施行に伴い建設された「コミュニティ住宅」があります。収入基準等は改良住宅と同じであり、募集案内では改良住宅として表記しています。

申込世帯 住宅種別	原 則 階 層	裁 量 階 層
公営住宅	所得月額 158,000円以下	所得月額 214,000円以下
改良住宅	所得月額 114,000円以下	所得月額 139,000円以下

なお、「裁量階層世帯」とは、下表の要件に該当する世帯をいい、一般的な世帯である原則階層世帯に比べ、収入基準が緩和されます。

### 裁量階層世帯

- 高齢者 申込者本人が60歳以上で、同居親族がある場合は、いずれもが60歳以上または18歳未満の世帯
- 身体障害者(1～4級)世帯
- 精神障害者(1・2級)世帯
- 愛護手帳所持者(1～3度)世帯
- 療育手帳所持者(愛護手帳(1～3度)に相当する程度)世帯
- 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受給している世帯
- 戦傷病者(特別項症～第6項症・第1款症)世帯
- 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣の認定を受けている)世帯
- 海外引揚者(本邦に引き揚げた日から5年未満)世帯
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の世帯
- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯

## 収入基準と家賃

家賃は、16・17ページの計算式により算出された所得月額が、下表のどの家賃区分に該当するかによって決まります。

### 〔公営住宅〕

(単位：円)

家賃区分	所 得 月 額
1	0～104,000
2	104,001～123,000
3	123,001～139,000
4	139,001～158,000
5	158,001～186,000
6	186,001～214,000

■原則階層世帯 家賃区分1～4

■裁量階層世帯 家賃区分1～6

### 〔改良住宅〕

(単位：円)

家賃区分	所 得 月 額
A	0～104,000
B	104,001～114,000
C	114,001～123,000
D	123,001～139,000

■原則階層世帯 家賃区分A・B

■裁量階層世帯 家賃区分A～D

各住宅の家賃区分ごとの家賃は、「募集住宅一覧表」(別冊)をご参照ください。下表は、「募集住宅一覧表」の記載例です。赤枠内が該当部分になります。

### 募集住宅一覧表(別冊) [記載例]

#### 《市営住宅》

一般募集空家

#### ○○向 (公営)

募集住宅コード	住 宅 名	所 在 地 も よ り の 交 通 機 関	間 床 取 面 積	階 / 階 建 入居開始 バルコニー付き	エレベーター 桶 釜・給湯器	家賃区分(円)1 家賃区分(円)2 家賃区分(円)3	家賃区分(円)4 家賃区分(円)5 家賃区分(円)6	備 考
(○○区内)								
0000-04-0157	○○○荘 4棟 157号	○○○町○番○号 市バス ○○○ 約○○km	6・5・洋(3.5) K(4.5) 37.09m <sup>2</sup>	1／5 昭和43年 東側	エレベーター 桶 釜	× × ×	12,500 14,400 16,400	18,600 21,200 24,500
0000-01-0307	○○○荘 307号	○○○町○番○-○○号 市バス ○○○ 約○○km	8・6・洋(5.5) DK(7.5) 64.85m <sup>2</sup>	3／5 昭和43年 東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	18,600 21,500 24,600	27,800 31,700 36,600
0000-01-0403	○○○荘 403号	○○○町○番○号 地下鉄 ○○○ 約○○km	8・6・6 LDK(9) 66.76m <sup>2</sup>	4／5 平成7年 東側	エレベーター 桶 釜・給湯器	○ ○ ○	26,600 30,800 35,200	39,700 45,400 52,300

#### 《市営住宅》

一般募集空家

#### ○○向 (改良)

募集住宅コード	住 宅 名	所 在 地 も よ り の 交 通 機 関	間 床 取 面 積	階 / 階 建 入居開始 バルコニー付き	エレベーター 桶 釜・給湯器	家賃区分(円)A 家賃区分(円)B 家賃区分(円)C	家賃区分(円)D	備 考
(○○区内)								
0000-04-0157	○○○荘 4棟 157号	○○○町○番○号 市バス ○○○ 約○○km	6・5・洋(3.5) K(4.5) 37.09m <sup>2</sup>	1／5 昭和43年 東側	エレベーター 桶 釜	× × ×	12,500 14,400 16,400	18,600
0000-01-0307	○○○荘 307号	○○○町○番○-○○号 市バス ○○○ 約○○km	8・6・洋(5.5) DK(7.5) 64.85m <sup>2</sup>	3／5 昭和43年 東側	エレベーター 桶 釜	○ ○ ×	18,600 21,500 24,600	27,800
0000-01-0403	○○○荘 403号	○○○町○番○号 地下鉄 ○○○ 約○○km	8・6・6 LDK(9) 66.76m <sup>2</sup>	4／5 平成7年 東側	エレベーター 桶 釜・給湯器	○ ○ ○	26,600 30,800 35,200	39,700

## 【収入基準早見表の使える方／収入による判定】

すべての世帯が早見表を使って判定できる訳ではありません。次の1～3の全てに該当する場合に限って判定ができます（それ以外の方は16・17ページの計算が必要です）。

1. 収入のある方が一人だけ
2. 年金を受給している方がいない
3. 次の表に該当する方がいない（年齢は全て基準日の満年齢で計算します）

- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 70歳以上の扶養親族・70歳以上の同一生計配偶者      |
| ② 16歳以上23歳未満の扶養親族（同一生計配偶者は除く）   |
| ③ 特別障害者（身体障害者手帳1・2級、愛護手帳1・2度など） |
| ④ 障害者（身体障害者手帳3～6級、愛護手帳3・4度など）   |
| ⑤ 寡婦控除を受けている方                   |
| ⑥ ひとり親控除を受けている方                 |
| ⑦ 市営住宅に入居しないが、所得税法上扶養している親族     |

〔公営住宅〕

給与所得者の場合（総収入金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

同居扶養人数 階層		なし (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)	6人 (7人家族)
原則階層	下限 上限	○ 2,967,999	○ 3,511,999	○ 3,995,999	○ 4,471,999	○ 4,947,999	○ 5,423,999	○ 5,895,999
裁量階層	下限 上限	○ 3,887,999	○ 4,363,999	○ 4,835,999	○ 5,311,999	○ 5,787,999	○ 6,263,999	○ 6,720,000

自営業者等の場合（合計総所得金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

同居扶養人数 階層		なし (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)	6人 (7人家族)
原則階層	下限 上限	○ 1,896,000	○ 2,276,000	○ 2,656,000	○ 3,036,000	○ 3,416,000	○ 3,796,000	○ 4,176,000
裁量階層	下限 上限	○ 2,568,000	○ 2,948,000	○ 3,328,000	○ 3,708,000	○ 4,088,000	○ 4,468,000	○ 4,848,000

〔改良住宅〕

給与所得者の場合（総収入金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

同居扶養人数 階層		なし (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)	6人 (7人家族)
原則階層	下限 上限	○ 2,211,999	○ 2,755,999	○ 3,299,999	○ 3,811,999	○ 4,287,999	○ 4,763,999	○ 5,235,999
裁量階層	下限 上限	○ 2,643,999	○ 3,183,999	○ 3,711,999	○ 4,187,999	○ 4,663,999	○ 5,135,999	○ 5,611,999

自営業者等の場合（合計総所得金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

同居扶養人数 階層		なし (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)	6人 (7人家族)
原則階層	下限 上限	○ 1,368,000	○ 1,748,000	○ 2,128,000	○ 2,508,000	○ 2,888,000	○ 3,268,000	○ 3,648,000
裁量階層	下限 上限	○ 1,668,000	○ 2,048,000	○ 2,428,000	○ 2,808,000	○ 3,188,000	○ 3,568,000	○ 3,948,000

## 【収入基準早見表の使えない方／所得による判定】

以下の①～④の手順に従い、お申込世帯の所得月額を算出してください。

### ① 収入を所得へ換算する

#### 〈給与所得の場合〉

年間総収入金額から年間総所得金額を計算する方法（給与所得以外の所得にはこの計算式は使用できません）

年間総収入金額(10ページで得られた金額)	年間総所得金額 <b>(A)</b>
751,000円未満	0円
751,000円以上～1,900,000円未満	年間総収入金額-750,000円
1,900,000円以上～3,600,000円未満	端数処理をします（説明は下にあります）。
3,600,000円以上～6,600,000円未満	端数処理後の年間総収入金額×0.8-540,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円
8,500,000円以上	年間総収入金額-2,050,000円

※所得税法における給与所得の金額とは異なる場合があります。

#### 【端数処理の方法】

（例）2,831,597の場合

① 年間総収入金額を4,000で割って小数点以下を切り捨てる。 $\rightarrow$  ①  $2,831,597 \div 4,000 = 707.899\cdots$

② ①で算出した数字に4,000を掛ける。 $\rightarrow$  ②  $707 \times 4,000 = 2,828,000$

●2,828,000円を端数処理後の年間総収入金額とします。

#### 〈事業所得等の場合〉

11ページで得られた金額を年間総所得金額としてそのまま使用します。

**(B)**

#### 〈公的年金等の場合〉

公的年金等については、下記の表により年間総所得金額を算出してください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額(12ページで得られた金額) (A)	年間総所得金額 <b>(C)</b>
65歳以上の方	330万円未満	年間総所得金額=(A)-1,200,000円
	330万円以上 410万円未満	年間総所得金額=(A)×0.75-375,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総所得金額=(A)×0.85-785,000円
	770万円以上1,000万円未満	年間総所得金額=(A)×0.95-1,555,000円
	1,000万円以上	年間総所得金額=(A)-2,055,000円
65歳未満の方	130万円未満	年間総所得金額=(A)-700,000円
	130万円以上 410万円未満	年間総所得金額=(A)×0.75-375,000円
	410万円以上 770万円未満	年間総所得金額=(A)×0.85-785,000円
	770万円以上1,000万円未満	年間総所得金額=(A)×0.95-1,555,000円
	1,000万円以上	年間総所得金額=(A)-2,055,000円

※所得税法における公的年金等に係る雑所得の金額とは異なる場合があります。

（注1）65歳未満であるかどうかの判定は、申込みした年の1月1日時点での満年齢によります。



### ② 得られた所得を合算する **(A)+**(B)+**(C)=**(D)********

- 給与所得(**(A)**)、事業所得等(**(B)**)、公的年金等(**(C)**)のいずれかのみがある方は、その金額が総所得金額(**(D)**)となります。
- (A)～(C)**のうち複数の所得がある方は、それらの所得を合算した金額が総所得金額(**(D)**)となります。  
(例えば、給与と課税対象年金の両方を受けている場合や、自営業と会社勤めの両方で収入を得ている場合が該当します)

※ここで計算された総所得金額(**(D)**)は、所得税法における所得の金額とは異なる場合があります。



次のページへ

### ③ 世帯全員の総所得金額を算出する①(1人目)+①(2人目)+・・・=②

- ・単身世帯又は所得のある方が1人の世帯は、②で得られた金額が世帯全員の総所得金額(②)となります。
- ・所得のある方が2人以上いる世帯は、所得のある方それぞれについて総所得金額(②)を計算します。

所得のある方全員の①を合計した金額が、世帯全員の総所得金額(②)となります。

(例えば、夫婦が共働きの場合や親子で仕事をしている場合が該当します)

### ④ 必要な控除をし、12で割って所得月額を算出し、収入基準を確認する

※世帯全員の総所得金額

$$\boxed{\text{②}} \text{ 円} - \left( \frac{38 \text{ 万円}}{\text{一般控除}} \times \boxed{\text{人}} + \boxed{\text{円}} \right) \div 12 = \boxed{\text{円}}$$

↑  
特別控除  
該当する方のみ(下表3~8)  
↓

同居・扶養親族数  
(申込者本人は含まれません)

申込可能住宅	原 則 階 層		裁 量 階 層	
公営住宅	所得月額	158,000円以下	所得月額	214,000円以下
改良住宅		114,000円以下		139,000円以下

※13ページ参照

用語	範囲			控除額 (1人につき年間)
一般控除	1.同居親族	申込者本人以外の配偶者または親族で、一緒に市営住宅に入居しようとする方(例)夫・妻・子供・父・母など		38万円
	2.同居していない扶養親族	市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族である方(仕送りをしているだけでは、扶養親族になっていない場合が多いので注意してください)		38万円
特別控除	3.老人扶養親族	扶養親族で70歳以上の方		10万円
	4.老人配偶者	同一生計配偶者で70歳以上の方		10万円
	5.その他の扶養親族	扶養親族で16歳以上23歳未満の方(同一生計配偶者は除く)		25万円
特別控除	6.障害者	申込者本人の障害者手帳1・2級持者、精神障害者保健福祉手帳1級持者、愛護手帳1・2度持者、戦傷病者手帳特別項症～第3項症持者、被爆者健康手帳持者のうち厚生労働大臣の認定患者	他	40万円
		申込者本人の障害者手帳3～6級持者、精神障害者保健福祉手帳2・3級持者、愛護手帳3・4度持者、戦傷病者手帳第4項症～第4目症持者	他	27万円
控除	7.寡婦	申込者本人あるいは同居親族で所得税法上の寡婦に該当する方	その方の総所得金額(①)が27万円以上の場合	27万円
			その方の総所得金額(①)が27万円未満の場合	その所得金額
控除	8.ひとり親	申込者本人あるいは同居親族で所得税法上のひとり親に該当する方	その方の総所得金額(①)が35万円以上の場合	35万円
			その方の総所得金額(①)が35万円未満の場合	その所得金額

(注1) 現在別居中で市営住宅に同時に入居しようとする親族の方や婚約者の方等も、同居親族に含まれます(申込者本人を除きます)。

(注2) 扶養親族、老人扶養親族、同一生計配偶者、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親はいずれも所得税法上に規定されている方です。

(注3) 年齢は申込日現在の満年齢で計算します。

(注4) 出生前の胎児は、一般控除の同居・扶養親族数に含まれません。

## 5. 抽せん玉数について

### 1. 多回数落せん者優遇制度とは

一般募集申込者の落せん回数（申込の回数ではありません）に応じて玉数が増え、当せん確率が高くなる制度です。この制度の対象は、市営住宅一般募集の「空家」及び「事故住宅空家」のうち、「一般・単身共通」「子育て・若年向」「多家族・多子向」のみです。「空家」及び「事故住宅空家」のうち「多回数落せん者向」「高齢者向改善住宅」は玉数優遇の対象になりません。ただし、これらの区分へ申込みのうえ落せんした場合、落せん回数の算定はされます。

#### ※落せん回数の算定対象期間

落せん回数算定の対象になる期間は、直前6年間（令和元年度第4回から令和7年度第3回まで）です。直前6年間を過ぎた落せんは、算定の対象にはなりません。

抽せん玉数優遇の対象になる落せん回数と優遇後の玉数は次のとおりです。

落せん回数	抽せん玉数
4～7回	玉2個
8～11回	玉4個
12～19回	玉8個
20回以上	玉10個

### 2. 注意事項

- ① 平成5年度第1回一般募集以降で落せんされた方には、落せん通知はがきに「登録ナンバー」が記載されていますので、その番号を申込時にご記入ください。
- ② **落せん回数は申込者のカナ氏名・生年月日・登録ナンバーの3つすべてが正しく記入されている場合に限り、記録を更新していきます。**  
3つの記入項目のうち1つでも誤った記入がなされると、新たに申込みがあったものとして登録され、落せん記録は更新されません。
- ③ 婚姻等により改姓をした場合は、速やかに届出が必要です。届出をされないと新たな申込みとして登録され、落せん記録は更新されません。  
※改姓後最初の申込みの際、申込書に戸籍謄本等を同封してお申込みください。  
※電子申請の方は、お手数ですが名古屋市住宅供給公社管理課までお問い合わせください。
- ④ **仮当せんになると、それ以前の落せん回数は抹消されます。**
- ⑤ ご家族の中であっても、申込者を変更すると新たな申込みとなり、変更前の申込者の落せん記録は更新されません。
- ⑥ 落せん記録は下記の場合を除き他の人に譲ることはできません。

★ 落せん記録を譲ることができるのは次の場合です。いずれの場合も戸籍謄本など親族関係を証明するものを申込書に同封する必要があります。

※電子申請の方は、お手数ですが名古屋市住宅供給公社管理課までお問い合わせください。

1. 申込者が死亡又は行方不明となり、その配偶者（未届の夫・妻及びファミリーシップ宣誓者を含む）に申込資格がある場合は、落せん記録を譲り受けることができます。
2. 過去に婚約者と申し込んでいた方が正式に婚姻した場合は、その配偶者に限り落せん記録を譲り受けることができます。

## 6. 抽せん会について

### 1. 抽せん会の日程

日時 令和8年3月18日(水) 午前10時から

※抽せん会はYouTubeによるライブ配信を行います。抽せん会への参加はできません。

### 2. 抽せんの方法

◎抽せんは抽せん玉数（倍率）の少ない住宅から順番に行います。また、同じ抽せん玉数の住宅（募集地区）については、一度に抽せんを行います（同じ抽せん玉数の住宅は、同じ番号が「仮当せん」番号となります）。

◎抽せん番号は抽せん会の3～4日前に発送するはがき（抽せん番号票）をご確認ください。

### 3. 抽せん結果の発表

結果通知

当落の結果は、抽せん会の翌日以降に、抽せん対象の方全員に発送します。

※当せん者には「審査書類」の案内書、落せん者には「抽せん結果通知」をお送りします。また、当落については、必ず本人宛の文書によりご確認ください。

※当せんの方は、後日「仮当せん者」として、指定日時に名古屋市住宅供給公社管理課へ審査書類提出をお越しいただきます。「仮当せん者」は資格審査に合格した後、「当せん者」となります。

掲示

名古屋市住宅供給公社、住まいの窓口（オアシス21）、各区役所・支所、名古屋市役所住宅管理課

ホームページ

名古屋市住宅供給公社ホームページに、抽せん会当日の午後5時までに結果を掲載予定です。 <https://www.jkk-nagoya.or.jp/>

お問い合わせ

電話での結果についてのお問い合わせは、抽せん日の午後3時以降に対応します。その際は、必ず抽せん番号票の〇個地区の抽せん番号でお問い合わせください。  
(お問い合わせ先：名古屋市住宅供給公社管理課 052-523-3875)

## 7. 先着順募集について

一般募集で応募がなかった住宅などを対象に、先着順で入居者を募集しております（先着順のため住宅が無くなる場合もございます）。募集住宅や具体的な入居手続きについては、名古屋市住宅供給公社（052-523-3875）にお問い合わせください。

また、令和7年度第4回一般募集で応募が無かった住宅の先着順募集について、申込方法等の詳細は、令和8年4月頃に配布されるパンフレットをご確認ください。

## 8. 申込書記入例

申込書は黒のボールペンか万年筆でご記入ください。

以下は申込書記入の一例になりますので、ご自身の申込区分、世帯構成などに従ってご記入ください。

必ず該当する募集時期・住宅の申込書を使用。

第1号様式(その1)

**令和7年度第4回一般募集 名古屋市営住宅入居申込書**

(あて先) 名古屋市住宅供給公社理事長 名古屋市長

次のとおり市営住宅への入居の申込みをします。申込みの内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。

なお、入居を希望する世帯員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)でないことを誓約します。また、名古屋市営住宅条例第47条の規定により、暴力団員であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聞くことに同意し、その結果、入居後に暴力団員であることが判明したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡すことを誓約します。

※アパート名・部屋番号まで、くわしくご記入ください。

(郵便番号) 460-0001  
(フリガナ) ナゴヤシ ナカク サンノマル  
(申込者) (住所) 名古屋市中区三の丸三丁目 アイチ  
1番1号ハイツ愛知A棟101号  
(フリガナ) ナゴヤ タロウ  
(申込者) (氏名) 名古屋 太郎

申込内容に不備がある場合の返送用にも使用しますので、アパート名・部屋番号までご記入ください。

フリガナを必ず記入。

電話番号を必ず記入。

別冊の募集住宅一覧表の住宅コードをご記入ください。

※電話番号は必ずご記入ください。(内容確認の際、公社からの連絡に必要です。)

電話番号(自宅) (市外局番) 052-931-0000 (携帯) 090-0000-0000

該当する申込区分と住宅種別に○をつける。  
(募集住宅一覧表の申込住宅記載ページの見出しを見ながら○をつける)

申込住宅名を記入。

1. 申込住宅

申込区分 → 一般・単身共通、子育て・若年向、多家族・多子向  
該当を1つ○でかこんで下さい。  
多回数落せん者世帯向、多回数落せん者単身者向  
高齢者向改善世帯向、高齢者向改善単身者向  
住宅種別 公・改良

募集住宅コード 0000-00-0000 住宅名 000 莊  
0 棟 0000 号

必ずいずれかの元号に○をつける。

数字は右づめで記入。  
※年は和暦で記入

姓・名の間は1マスあける。

申込者本人の内容を記入。

収入の各欄に該当する収入がない場合は○を記入。

記入方法は10~12ページを参照。  
給与・年金の場合は収入・支払金額を、自営業の場合は所得金額を記入。

单身者の方はこの案内書の4ページを参照して該当する《单身入居理由》に必ず○をつけてください。この欄の記入がない場合は受付できません。

2. 申込家族

申込者氏名(姓・名の間は1マスあける) ※「」も1マス使用してください。  
(フリガナ) ナゴヤ タロウ  
続柄 本人 氏名 名古屋 太郎  
申込者 男・女 満 63 歳 生年月日(①~④のいずれかに○をつけてください)  
①明治 ②大正 ③昭和 ④平成  
37年 4月 10日

収入の有無 給与:有・無 年金:有・無 自営業:有・無  
年間金額 (年収) 3,600,000 円 (年収) 0 円 (年間所得) 0 円

申込者本人の勤務先 (勤務先名称) ○○○○○○会社 (所在地) 名古屋市西区浄心0-0

(单身者の方は必ず記入) 単身入居理由(案内書4ページ参照)番号に○をつけてください。  
160歳以上 2身障 3精神 4愛護 5難病 6戦傷病 7被爆 8生保 9引揚 10ハンセン 11DV 12残留邦人

2番目家族の内容を記入。  
続柄も必ず記入。

性別に○をつける。

身体障害者手帳・愛護手帳等の所持者はその程度を記入。  
妊娠中の方は母子手帳と記入。  
兄弟姉妹で申込む方は「両親死亡」と記入。

婚約者世帯に限り、退職予定で申込み可能。  
この場合は収入金額のかわりに、退職予定日を記入。(退職期限は入居期限の前日。)

※障害者に該当する方については、収入関係記入欄余白に、その程度(身体障害者手帳4級など)をご記入ください。



# 「高坂リノベーション住宅」のご案内

## 高坂リノベーション住宅について

○自治活動などの地域活動に積極的に参加していただける、子育て世帯など若い世帯を対象とするリノベーション住宅です。

※一般的の市営住宅とは応募資格や家賃が異なります。

※平成29年にリノベーションを行った住宅です。

## 【入居できる方】

①所得月額が487,000円以下の世帯

②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子若しくは出産する予定の方がいる世帯または40歳以下の夫婦のみの世帯（名古屋市または愛知県のファミリーシップ制度の宣誓をされた方を含みます。）

③地域活動に積極的に参加していただける方 など

## 【入居手続き・空家状況について】

○名古屋市住宅供給公社管理課（052-523-3875）にお問い合わせください（先着順受付）。※先着順のため、受付済みとなっている場合があります。

## 【入居契約前、入居後に必要な費用】

敷金：家賃1か月分（入居契約前に納付が必要です。）

家賃：月額42,000円（毎月月末までに当月分の納付が必要です。）

※上記のほか、高坂荘自治会が定める自治会費が別途必要となります。

## 【お問い合わせ先】

名古屋市住宅供給公社管理課 電話：052-523-3875

（土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始を除き月～金 8：45～17：15、木は 19：00まで営業）

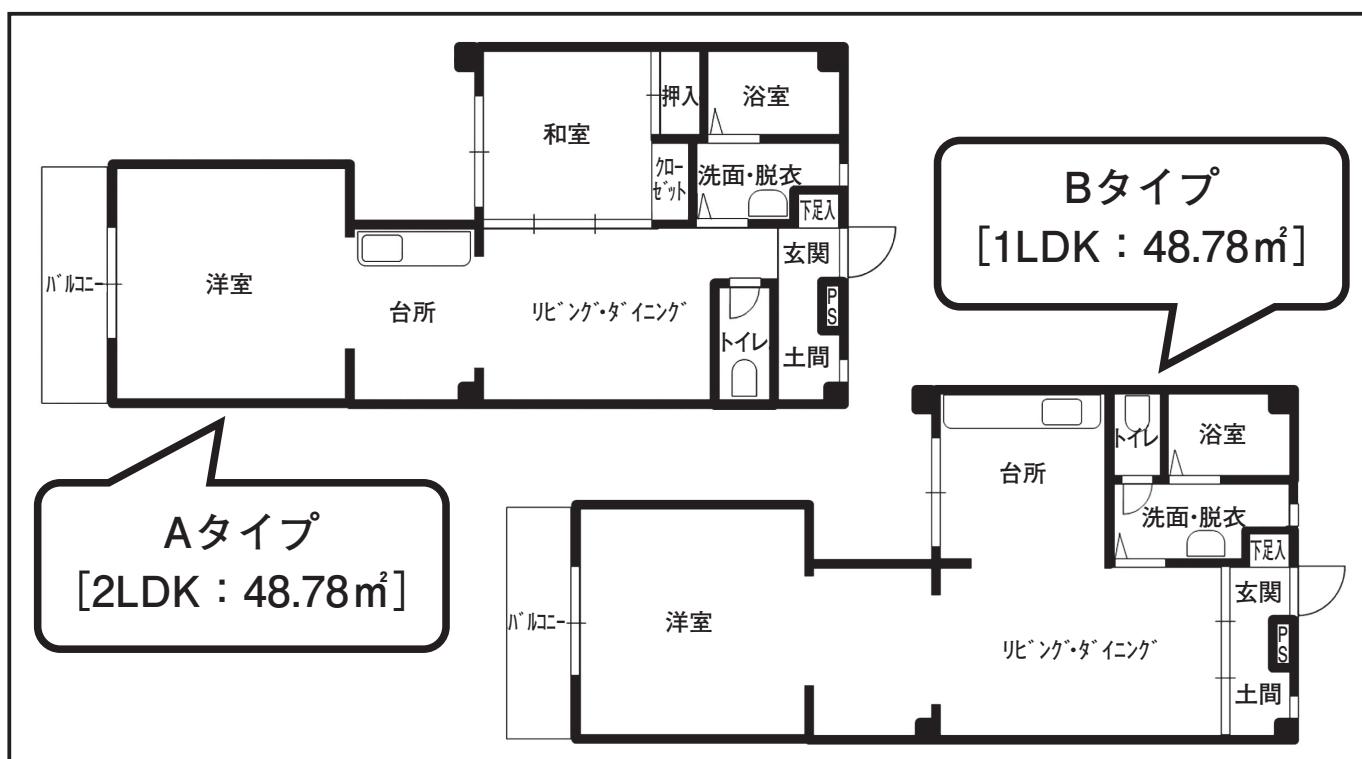
名古屋市住宅供給公社ホームページ（<https://www.jkk-nagoya.or.jp/>）

二次元コードを  
対応端末で読み  
取っていただくと、  
ホームページにア  
クセスできます。



## 募集住戸【2タイプ】

所在地：名古屋市天白区高坂町11番地、92番地、93番地



名古屋市住宅都市局

## 「定住促進住宅」のご案内

### 定住促進住宅について

- 中堅所得者向けに国から補助を受けて建設された賃貸住宅です。
- 入居後に収入が増えても家賃の加算や明渡努力義務は生じません。

名古屋市外の方でも  
お申込みできます。

### 【入居できる方】

- ① 同居する親族または同居予定の親族がいること（単身者の申込みはできません）  
※同居する親族には、未届の夫・妻、名古屋市または愛知県のファミリーシップ制度の宣誓をされた方、里親に委託されている児童を含みます。
- ② 入居される家族全員の所得合計が月額158,000円（子育て・若年世帯は123,000円）以上487,000円以下であること  
※子育て・若年世帯…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯または40歳以下の夫婦のみの世帯
- ③ 自ら居住するための住宅を必要としていること など

### 【入居手続き・空家状況について】

- **名古屋市住宅供給公社管理課（052-523-3875）にお問い合わせください**（先着順受付）。
- 空家状況については名古屋市住宅供給公社ホームページでもご確認いただけます。

### 子育て支援のための家賃減額制度（令和6年4月1日以降に入居される世帯）

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる世帯若しくは出産する予定の方がいる世帯については、家賃の20%を減額します。ただし、減額後の月額家賃が60,000円を下回ることはできません。最大10年まで減額が受けられます。

### 【住宅一覧表】

住宅名	所在地	間取り	月額家賃(円)	住宅名	所在地	間取り	月額家賃(円)
シティファミリー 霞ヶ丘	千種区霞ヶ丘2丁目 6-10他	3LDK	74,900～ 75,300	シティファミリー 江松	中川区江松二丁目233	3LDK	71,000～ 71,400
喜惣治荘T-A棟	北区喜惣治二丁目200	3LDK	77,000～ 80,000	シティファミリー 吉良	中川区吉良町10-8	3LDK	73,900
シティファミリー 上飯田	北区上飯田東町5丁目42	3LDK	74,000～ 74,300	シティファミリー 宮田	中川区新家一丁目704	3LDK	73,200～ 73,600
稻生荘T-A棟	西区稻生町字松先 2200-140	3LDK	73,000～ 76,000	港北南荘 T-A～T-C棟	港区港北町2丁目34	3LDK	63,000～ 65,500
比良荘東-A棟	西区清里町69-90	3LDK	68,200	シティファミリー 稻永	港区野跡五丁目2-1	3LDK	71,400
貝田荘1棟	西区貝田町1丁目86	3LDK	83,100	シティファミリー みなと	港区野跡四丁目6-20	3LDK	72,400～ 72,900
シティファミリー 名塚	西区名塚町2丁目37	3LDK	78,900～ 82,200	シティファミリー 鶴浦	港区野跡二丁目5-4	3LDK	73,400
シティファミリー 中小田井	西区中小田井二丁目99	3LDK	72,400～ 74,400	シティファミリー 東稻永	港区稻永三丁目2-11	3LDK	73,100～ 73,500
シティファミリー 向島	中村区向島町5丁目 28-8	3LDK	75,000	鶴田荘T-A棟	南区鶴田二丁目2	4DK	68,700～ 70,900
正木荘A棟	中区正木三丁目4-33	3LDK	86,500～ 87,000	シティファミリー 小幡北山	守山区緑ヶ丘110	3LDK	70,300～ 71,800
シティファミリー 丸の内	中区丸の内三丁目10-27	3LDK	100,900～ 111,700	シティファミリー 小幡駅前	守山区小幡南一丁目 24-17	3LDK	74,400～ 80,700
シティファミリー 栄	中区栄一丁目30-35	2LDK・ 3LDK	81,300～ 92,000	シティファミリー 小幡宮ノ腰	守山区小幡宮ノ腰1-3他	3LDK	73,400～ 73,900
シティファミリー 御器所	昭和区御器所通3丁目14	3LDK・ 4LDK	99,700～ 105,300	エコビレッジ 志段味	守山区桜坂一丁目101	2LDK・ 3LDK	64,000～ 74,000
シティファミリー 杣中	昭和区隼人町2-1	3LDK	86,000	シティファミリー 小坂	緑区小坂一丁目901	2LDK・ 3LDK	75,000
春田荘A棟	中川区春田二丁目32	3LDK	70,500	シティファミリー 鳴海小森	緑区鳴海町字小森 48-1	3LDK	74,200
打出荘T-A棟	中川区打出一丁目68	3LDK	65,000～ 69,000	天神下荘 T-A～T-B棟	名東区天神下139他	3LDK	59,500～ 62,000
丸米荘	中川区丸米町2丁目129	3LDK	68,000	シティファミリー 上社	名東区上社一丁目802	3LDK・ 4LDK	88,300～ 113,300
たかはた荘A棟	中川区上高畠二丁目180	3LDK	74,000	一つ山荘T-A、 東T-A～東T-D棟	天白区一つ山3丁目24他	3LDK	61,500～ 70,000
シティファミリー 上流	中川区上流町1丁目 35-1	3LDK	71,000	西入荘	天白区西入町241	3LDK	62,500～ 64,500
清船荘	中川区清船町1丁目 1-12	3LDK	66,000				

お問い合わせ先：名古屋市住宅供給公社管理課  
(電話052-523-3875)

名古屋市住宅都市局

## 民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）「補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」のご案内

補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅は、高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として名古屋市に登録された民間の賃貸住宅で、入居世帯の所得に応じて市による家賃減額補助や家賃債務保証料減額補助のある住宅です。

ご案内ちらし（住宅の一覧）は各区役所・支所 情報コーナーで配布しています。

空き家の有無、具体的な入居手続きについては、それぞれの住宅の問合せ先へ直接お問い合わせください。

### 1. 入居できる方

世帯の月額所得が原則158,000円以下の高齢者世帯、障害者等世帯、被災者世帯、子育て世帯、新婚世帯、低額所得世帯  
※補助付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、子育て世帯専用住戸については、所得要件が緩和されています。詳細はご案内ちらし（住宅の一覧）をご確認ください。

### 2. 家賃減額補助

・家賃減額補助の期間は専用住宅としての管理開始から原則10年以内となります。ただし、被災者世帯、子育て世帯にあっては、管理期間内かつ6年以内、新婚世帯は管理期間内かつ3年以内となります。

### 3. 家賃債務保証料減額補助

・家賃債務保証料減額補助は、初回の家賃債務保証料の2分の1（一戸あたり同一年度内上限6万円）になります。

### 4. その他

・住宅扶助又は住居確保給付金を受給している方は、家賃減額・家賃債務保証料減額のいずれの補助も受けられません。  
・入居できる世帯要件などの詳細は、住宅の問合せ先または住宅企画課（052-972-2772）までお問い合わせください。

### 5. 住宅例（※下記住宅は、世帯の月額所得が158,000円以下の世帯が入居可能な住宅です。家賃は、上記の家賃減額補助により減額された後の家賃です。）

No.	受入対象世帯 (○が受入対象)							補助の種類	住宅名	管理戸数 (戸)	所在地	住宅 タイプ	家賃 (円)	共益費 (円)	問合せ先 (事業者または 管理会社等)	管理 開始 年月
	高 齢 者 等	障 害 者 等	被 災 者 等	子 育 て 婚 姻	新 婚	低 額 所 得	家 賃 減 額									
1	○	○	○	○	○	○	○	—	中駒九番団地	83	港区七番町2-11-1 港区九番町1-1-1	1LDK 3DK	11,000～ 51,000	4,500	中駒産業(株) Tel 052-451-8111	H30/9 R1/7 R2/7 R3/7 R4/7 R5/7 R6/8

担当課：住宅都市局住宅企画課 TEL 052-972-2772

## 民間賃貸住宅「高齢者向け優良賃貸住宅」のご案内

高齢者向け優良賃貸住宅とは、高齢者が安心して暮らせるようにバリアフリー化され、緊急時対応サービスなどの利用が可能な民間賃貸住宅です。入居世帯の所得によって、名古屋市と国の補助により家賃が減額される場合があります。

ご案内ちらし（住宅の一覧）は各区役所・支所 情報コーナーで配布しています。

空き家の有無、具体的な入居手続きについては、それぞれの住宅の問合せ先へ直接お問い合わせください。

### 1. 入居できる方

- ①申込者が高齢者（60歳以上）であること。
- ②申込者が単身であるか、同居者が配偶者（60歳未満可）または高齢（60歳以上）の親族であること。
- ③申込者及び同居者が、自立した日常生活を営むことができる。
- ④住宅によって、世帯の月額所得に487,000円以下、又は387,000円以下の制限があります。

### 2. 家賃減額補助

・家賃減額補助の期間は管理開始から10～20年となります。詳細については、各住宅の問合せ先または住宅企画課（052-972-2944）までお問い合わせください。

### 3. 住宅例（家賃は、上記の家賃補助により減額された後の家賃です。）

No.	住宅名	管理戸数 (戸)	所在地	住宅タイプ	家賃 (円)	共益費 (円)	問合せ先	管理開始 年月
1	中駒名駅西 マンションII	42	中村区太閤四丁目 9-11	1K～ 2LDK	34,000～165,000	6,000	中駒産業(株) Tel 0120-380-112	R3/9

担当課：住宅都市局住宅企画課 TEL 052-972-2944

名古屋市住宅都市局

## 軽費老人ホームのご案内

軽費老人ホームは、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、高齢者が安心して生き生きと明るく生活できるようになります。名古屋市内には、「軽費老人ホーム(A型)」と「ケアハウス」があります。施設の概要は以下のとおりです。ご利用を希望される場合は、各施設にお問い合わせください。

### 軽費老人ホーム (A型)

#### 1 入居できる方

- ① 市内にお住まいの方で65歳以上の方
- ② 日常生活を自力で営める方
- ③ 年間収入が300万円以下で、毎月の使用料を納めることができる方

#### 2 施設概要

- ① 居室：単身用の居室は6畳（緑寿荘は4畳半）に、押し入れ・トイレ・洗面所がついた個室になっています。食堂や浴室は共用です。（夫婦用の居室がある施設もあります。）
- ② 食事：3食が提供されます。
- ③ その他：各施設とも、常時職員がおり安心です。また、各種行事やクラブ活動もあり、余暇や趣味活動など楽しんで生活していただけます。

#### 3 費用

毎月の費用（月額使用料）は、本人の収入に応じて63,480円～117,880円の間で決まります。

#### 4 施設一覧

随時受け付けしていますので、空き状況は各施設にお問い合わせください。

施設名	運営主体	定員	所在地	電話番号
名古屋市清風荘	(福)なごや福祉施設協会	160	千種区香流橋一丁目2-26	052-778-5562
名古屋市安田荘	(福)愛生福祉会	100	昭和区安田通二丁目4-2	052-762-1638
名古屋市きよすみ荘	(特非)かくれんぼ	130	港区秋葉一丁目130-2	052-303-2871
名古屋市緑寿荘	(福)九十九会	100	守山区小幡北1902	052-793-6151

※夫婦用の居室があるのは、「名古屋市清風荘」と「名古屋市きよすみ荘」です。

担当：健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進担当 TEL 052-972-2537

### ケアハウス

#### 入居できる方

- ① 自炊ができない程度の身体機能の低下がみられる方、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方
- ② 原則として60歳以上の方。ただし60歳以上の配偶者とともに入居する場合は60歳未満の方でも入居できます。

設置・運営主体は、社会福祉法人・医療法人です。入居要件の詳細、費用については、各施設にお問い合わせください。※特定施設は要介護1～5の認定を受けた方が入居対象者となります。

施設名	設置・運営主体	定員	所在地	電話
ケアハウス東桜の里	(福)幸寿会	30	東区東桜二丁目22-2	052-939-3303
ケアハウス名西	(福)なごや福祉施設協会	30	西区名西一丁目24-8	052-521-9771
ケアハウス名楽	(福)なごや福祉施設協会	15	中村区名楽町四丁目7-18	052-486-1931
ケアハウス福原	(福)なごや福祉施設協会	15	昭和区福原町一丁目40	052-781-7703
ケアハウス南山の郷	(福)愛知育児院	30	昭和区南山町5	052-831-3451
ケアハウスほっとはっと	(福)フラワー園	30	中川区西日置町十丁目101	052-354-1880
ケアハウス共愛の里	(福)共愛会	16	中川区下之一色町字権野108-6	052-302-8029
ケアハウス野跡	(福)なごや福祉施設協会	30	港区野跡五丁目2-3	052-384-7483
ケアハウス南陽	(福)華陽会	45	港区新茶屋一丁目1701	052-303-0152
ケアハウスこすも	(福)成祥福祉会	20	港区木場町2-125	052-692-0070
ケアハウス南生苑	(福)緑生福祉会	30	南区西又兵衛町四丁目8-2	052-619-5310
ケアハウス三条	(福)なごや福祉施設協会	20	南区三条二丁目16-42	052-692-7781
ケアハウスふれあい	(福)愛知玉葉会	30	守山区川東山3321	052-795-7876
ケアハウス建国ビハーラ	(福)清明福祉会	35	守山区青葉台206	052-736-5775
ケアハウスユートピア第2つくも	(福)九十九会	30	守山区鼓が丘一丁目115	052-739-1677
ケアハウス楓林花の里	(福)英楽会	20	緑区大高町字上蝮池10	052-625-0294
ケアハウスオーネスト鳴海	(福)紫水会	15	緑区鳴海町字下汐田77-3	052-621-1133
ケアハウスシーダーヒルズ	(医)杉山会 ※特定施設	20	名東区社台三丁目19-1	052-774-8350

担当：健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指導担当 TEL 052-959-2592

名古屋市健康福祉局

